

(仮称) 新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第31回平成22年5月12日開催 午後6時30分から午後9時15分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員

行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員

欠席者: なし

傍聴者 2名

1 本日の進め方について

- (1) 区分D: 議会の役割と責務について(三者案について検討)
- (2) 区分C: 行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G: 情報の共有について(骨子案の検討)
- (3) 区民討議会準備会及び区民アンケート作問検討会からの報告
- (4) 地域懇談会の開催について

2 議題

座長

・議題として4つ、1つは議会の役割と責務について三者案を検討する、2つ目は行政の役割と責務、行政の運営、税財政、情報の共有について、これは骨子案が作業チームで検討されたので、この御報告を受けて議論をする。3点目は、区民討議会と区民アンケート作問のための準備等について御報告をいただく。そして、4点目が地域懇談会の開催について日程を決める。

副座長(区民)

・まず、議会の役割と責務で、区民案「区民の代表機関として議会を置く」具体的な話として区長の位置づけに合わせて、議会の位置づけを定めたらどうだということをつくった。

次は、議会の責務で、「議会は、二代表制の一翼を担う機関として、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視しなければならない」

次は、「議会は、自治立法機関であることを自覚し、区民生活に必要な条例の制定、改廃に努めなければならない」

自治立法機関について、唯一の立法機関は国会であるが、自治立法する役割は議会が担うということ念頭に考えていただき、自治立法機関であることの自覚を促すために提案したい。

次は、「議会及び区長は、(1)及び(2)の目的を達成するための体制の整備に努めなければならない」で、ここも自治立法を支える仕組みとして入れてはどうかということ。

次は、「議会は、多様な方法により議会運営に関する区民との情報の共有に努め、説明責任を果たさなければならない」と、この情報共有とは、区民との情報の共有なのか、それとも情報をもらうのかどうかとか、その辺の話し合いがあり、一応このところでは議員活動はしても、議会としての活動がなかったのではないかということを区民検討会議では考えたり、あるいは、区民参加の論点は、議会と住民がどのようにかかわっているのであろうかという話もあった。

次は、議会の責務で、最後の「議会は、地域自治を尊重し、議会運営を行うよう努めるものとする」という形で、これは地域自治の促進という意味合いでこれをまとめた。

次が議員の責務で、「議員は、区民の代表として権限と責務を自覚して行動しなければならない」ということ。

続いて、「議員は、区民の意見を集約し、区政に反映させなければならない」

最後は、「議員は、政策立案及び審議する能力の向上に努めなければならない」とまとめた。

副座長代理(議会)

・まず議会の設置で、「区民は、区民の代表機関として、議会を置く。」で、議会の設置については地方自治法の89条で決まっているわけで、要するに区民が主体で、区民の意思でこの新宿区に議会を置くのだ、要するに主体を明確するという意味合いを込めてだ。

それから、議会の責務で、議会は議決権限を行使するわけで、議決権限を行使する場合に区民の意

思を的確に把握する、掌握して行うというのが最低限必要だということ。「執行機関の活動を調査、監視する。」これはチェック機能を十分果たしていくという意味合い。

②、非常に重要で、チェック機能を果たすと同時に、議会の役割とは、地方政府として、議会として制度づくりをどうやっていくかという立法機能がより広く求められるのだと思う。したがって、ここでは表現をしているところで、政策立案、政策提言を積極的に行っていくのだと。

③、「区議会は、（区民に議会活動を説明し）、情報を共有することにより」とある。括弧にしているのは、議員の中で、議会として説明をするということについて違和感を持っている、なじめない議員がおり、そういう方々に配慮して括弧をつけている。新宿区議会として、区議会でこういうことをやりました、ああいうことをやりましたと、そういう説明というか、活動は今までほとんどやってこなかった。

それから、議員の責務、2つ挙げており。ごく基本的なことを挙げている。①としては、「区民の代表としての権限、責任を自覚して使命達成に努める。」のだということ。

2つ目で、「議員は、別に定める政治倫理基準その他の法令等を遵守して、公正公平な議会活動を行う。」と。この「別に定める政治倫理基準」で、平成17年だと思うが、新宿区議会議員政治倫理条例をつくっている。この条例は、公募区民、学識経験者、それから議員が入って相当回数議論をして、全国的にもむしろ早いほうだったわけだが、倫理条例を既につくっている。

副座長（行政）

・まず議会の設置で、「区民は、地方自治法で定めるところにより、議決機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を置く。」と。

続いて、議会の責務で、議会の責務の1番目は議会案と同じだが、区民の意思を反映するというところ、議決権限を行使するというところ、それから、執行機関の活動の調査、監視といったようなところで（1）のところをまとめた。

（2）は、「様々な調査研究活動を通じて積極的に政策立案、政策提言を行い、議会の活性化に努める。」と、（1）と（2）を並列的に書かせていただき、（3）では、「区議会は、（1）及び（2）の権限等を行使するにあたり、地域の課題及び区民の意見を的確に把握するとともに、議会活動について区民と情報を共有することにより、区民参加を促進し、区民に開かれた議会運営を行う。」とした。

最後に、議員の責務、新宿区議会議員政治倫理条例が既にあるので、それを踏まえ、「議員は、新宿区議会議員政治倫理条例に規定された政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正公平に職務を遂行する。」ということで一文にした。

座長

・全体の印象は余りそれぞれが違ったことを書いているなどということはないが、ここでは表現の仕方、用語等をめぐって少し詰めておかなければいけない。

→区民と、行政の皆さんについて意見を申し上げる。議会の責務の（1）「二元代表制の一翼を担う機関として」については区民委員から説明があった。「二元代表制」という言葉を使うべきだと思っている。そして、これは用語解説できちんと入れるべきだ。

2番目の「議会は、自治立法機関」という、この「自治立法機関」を用語解説でやるのはよくないと思っている。せめて「自治体の立法機関」とすればよくわかると思う。

3番目と5番目は、自治基本条例では不必要だと思っている。

最後に、行政分のだが、最初の「区民は、地方自治法で定めるところにより、」は削除していただきたい。地方分権、地域主権が言われる中で基本条例をつくろうとしている。あえて言うなら、新宿区民は新宿区議会を自治基本条例に基づき…という心持を持つべきだ。（議会委員）

座長

・数点の御指摘。最初に、区民検討案の「二元代表制」は入れるべきだろうという御指摘、それから、「自治立法機関」については「自治体の立法機関」くらいのほうがいいのではないかと、特にもう一つの意見は3と5は不要であると。この点について意見交換をしていく。

→今の御指摘の中で、「自治体の立法機関」という言葉が適切というお話だが、（2）の部分で、区民案においても「自治立法機関」という意味が理解するのが難しいという話もあり、自治立法の担い手みたいな形でとらえているということを説明しておかなくてはいけないと思った。

(3)は、その(1)(2)のその内容を達成するための体制の整備に努めてくださいと、議会事務局が幅広い形で対応できるようなものになっていただきたいという思い。

最後の「地域自治を尊重し、」で、ここの部分が要するに、都市内分権、地域分権だとか、分権の部分が全く言葉を変えて「地域自治」という言葉があったので、行政サイドにおいて「地域自治を尊重し、」と、議会側にもその部分を尊重してくださいというお願い。(区民委員)

→(3)の体制、これは議会でも議論をしている。もっと事務局の体制が欲しいと、1人増員とか、物理的な人数の確保もしたいし、区長に派遣してもらっている、そういうところがあって、やはり議会として雇うことが可能にならないと、議会の自立はないと。(議会委員)

→(5)は、これは大事なことだというふうに思うが、何か別の表現があると思う。

それから、新宿区でも特別委員会で検討しているが、まだできていないが、区民検討委員では議会基本条例についてはどういう議論をしてきたのか。

専門部会だが、議会の設置について「自治法で定めるところにより」を削除すべきだ。自治法で決まっているから議会を置くのではなく、要するに、区民の意思として置く。

それから、「議決機関として、選挙によって選ばれた議員」という、こういうのはむしろないほうがよいのではないか。(議会委員)

座長

・先に専門部会に出された「地方自治法で定めるところにより、」との扱いの問題と議決機関についての今の御指摘、これはどんなふうに考えているのか。

副座長(行政)

・専門部会としては、区民は代表機関として議会を置くというところになると、何に基づいてとか、どうやってというのが気になる部分で、「地方自治法で定めるところにより、」とか「議決機関として、」というものを入れた。ただ、その2つはいいとしても、「選挙によって選ばれた議員で構成される」というのは残してもいいのではないかなと思っているが、区長の書き方と同じような書き方をしなくてはいけないと認識している。

座長

・今、政府の地方行財政検討会議で、3年後に向けて地方自治法を全面改正して「地方政府基本法」にしようかという議論をしている。地方自治法がなくなる可能性もあると。例えば憲法とこの新宿区の自治基本条例との関係をどういうふうに位置づけておくか、日本国憲法を新宿区の憲法が抜け出ていくというところまで視野に入れるか、それとも、その枠内で整合性をとっていくことにするのかという基本的なことはあろうかと思う。

一つは、憲法には、議事機関として議会を置くとあって、今回は立法機関と議決機関という全く違った2つが出ている、そこら辺のこと。つまり、憲法に議事機関と書いてあるから議事機関でいいよねという提案では全くない。むしろ積極的にこれは何の機関なのだと入れていくべきだと思っているが、議論をしていただきたい。先に、議会基本条例については何か議論があったのか。

→実は、その部分ではなくて、議会委員から4番目がいいのではないかと、この辺のところで実はこういう理念とか、この辺は議会基本条例をつくっていただいて、そこに盛り込んでもらおうとかいう形でやっていただくといいよねという話は出ていた。ただ、御指摘の部分だとか、そこはある意味で自治基本条例をつくるわけだから、議会のほうで議会基本条例をつくってというのは区民としての考え。(区民委員)

→座長が最後に言われた憲法との関係だが、現在の憲法に対して、その範囲内でとか、それを飛び越していくのだぞというような問題でなくていいのだと思っている。(議会委員)

座長

・依存はない。
・議員の皆さんにもお聞きしたいが、議員は区民を代表するという命題についてはどうお考えか。そこはテーマだね。

→代表するのだと思っている。そして、自分を選んだ何千人かの人を考えて議員は仕事をすべきではないし、その見識等もすべて全区民のために自分は養うべきである。(議会委員)

座長

・一方で、議会は住民を代表する、それはそのとおりでいいわけだね。

・そのときに言われている議会というのは、恐らく議会がそこで取りまとめる住民の共同意思を意味していると思うのだ。そうすると、議員は一人一人で住民の共同意思を代表できるかという問題になるのだね。そのときには、多分私は個人的には共同意思のかけらと言っているが、30人いたら30人が2つ、3つのかけらを持ち寄ってきて、討議にかけたときに共同意思がそこで形成されると。そのときに初めて代表されるというふうに考えているものだ。

議員は市民を代表するのだろうかという問題提起をしたことがあった。それはこの基本条例の中でそこを決着つけなきゃならんという話ではないとは思っているが、今その言葉使いについて御指摘があったので、そのところ、皆さんで議論していただければなという気はするね。

→区民は物理的にもいろいろな意味で一つの「つぼ」をつくることはできないのであって、かけらをそれぞれがつくることによって、それを合わせて一つの「つぼ」にする。そういう意味では、議員は共同意思を代表しているのだと。（議会委員）

座長

・その限りでは、私も異論はない。でき上がった「つぼ」を共同意思と表現したいと、こう言っているだけであまり違いはない。例えば区民検討会議の議員の責務の1「議員は、区民の代表として」という表現になっているところの理解の仕方は大体それでいいか。

→余り言葉が難しくてよくわからない。やはり議会も議員さんもそういう一つの行動をしていただければというふうなお願いだ。（区民委員）

→区民の代表としてというのは議会でも使っているわけだが、要する権限を与えられてこういう言葉を使っているかということ、そうじゃなくて、区民から選ばれた者としてという意味合だよな。

普通、通常使われている言葉だから、選ばれた者としてという意味合いだということでもいいのではないかと思う。（議会委員）

座長

・少なくとも、立案の課程で討議され、了承されているということであれば、つまり一般に流布されている文言としてはこのほうがずっと通りやすく、住民を代表して議員は活動するのだと。その表現については作業チームにゆだねていいと思う。

→専門部会案の議会の設置で、「議決機関として、」という文言が入っているが、予算も一定額の契約も、条例の制定、改廃、全部議決なの。執行機関とはそこで違うよということで議決機関をあらわしているので、別に「議決機関」と表現したからといって条例の立案、そこを否定するものではない。（行政委員）

座長

・この基本条例の基本的な価値とされている地域自治だから、それは行政も議会も市民も尊重すべきだと、こういう立場だよな。わざわざここに書いたのは、恐らく議会の議決権限と地域自治機関の議決権限の配分のような将来的な、そういうことをにらんでのことかなと今考えていたのね。だから、積極的に、決定権の委譲とまでは言わないが、地域で決定できる範囲を広げていくというニュアンスで議会との関係を書くというのは難しいな。

→難しいという部分はある。区民側でもそこまで議論は煮詰まっていなくて、ただ、そういう思い、展望を入れ込んでおきたい感じもあった。そういう意味で、「地域自治を尊重し、」というぐらいがせいぜいかなと。（区民委員）

→まずは議会と行政の話の中で、本当に地域課題はわかっているかな、区民の意見を本当に的確に把握しているかなということが根底にある。だから、その部分をわかってよという部分がまず一つあって、それがわかった上でこういう形をお願いしたいということが根っこにあると。

だから、その部分をあえてここで書くのも変だろうと、こういう形で出してみた。ただ、先ほど「議会運営を行うよう努めるものとする。」というのは、ちょっとこの辺の部分のニュアンスはなじまないのかと思いながら考えていた。（区民委員）

→行政案（3）と趣旨は同じか。（行政委員）

→区民側で地区協議会、地域自治組織をつくるということと、それから、本当の意味の投票条例をつくるということと、区民側が議会に提案権が欲しいという話をしていた。（区民委員）

→議会に提案していきたいというのが本音、例えば地域自治組織があったときに、地域のこれからをつくることだから、その中においても、その条例の中でうたえばいいと、そうすると、そういう自治

組織があったときに、そこからこういう形、地域でこうだという。だから、本当の意味の、新宿区全体の考え方と、それから地域の一つ分権された部分が例えばできたとした場合、そこから出ていく権限というのがなかったら、ただ何もなしで運営していくということだと何でもないのではないかということちょっと説明したいと思った。（区民委員）

→地域自治組織の役割をどうするかというのは、新しい条例中でいろいろ議論すればいいと思う、新しくできる地域自治組織には、提案権というのは当然含まれると思う。例えば議会に出されてきた場合は、議会でそれを受けとめるかどうかということ、例えば受けとめるということは、それはそれでいいし、受けとめないのであるならば、議会側としてきちんと説明責任を果たしていくというのが大前提になる。そういう仕組みをきちんとつくっていくということになるのではないか。

（議会委員）

座長

・大体の絵づらというか、議論の配置を見てみると、結局、地域自治区をつくって、それぞれの地域自治組織をつくる自由と権利を認めるということになったが、そこが一体どのようなものとして自治を担っていけるのかはまだはっきりしていない。それは条例に送ったということだね。

この基本条例で扱うということは、そこを大事にして、そこにエンパワーしていく、力を与えていく、可能にさせていくということを考えないと、仏つくって魂入らずということになる。この基本条例に区民一人一人の提案権についての保証がないということと実は、そこは欠落しているというふうに思う。一人の区民として提案する権利があるということの中で、例えば地域協議会だってそれができるといふふうに考えることは可能だ。

一方で、エンパワーメントということで云うと、例えばほとんどの決定は地域にかかわっているの、地域にかかわらない決定を区議会がやるわけがないから、それについては、その地域への諮問というようなことが例えばルール化できないだろうか。そこで発生するのは、ここここはこういう意見でまとまったが、全然違うところも出てきたよと、そのことを踏まえた上で区議会が合意形成する仕掛けにしたらどうだろうか。それは今までのものよりも苦渋に満ちた議決になろうかと思うが。

結論から言うと、それをこの議会のところにその方向性を書き込むのか、または、それは落ちつきが悪いので前に議論した細かいことは条例に委ねると。地域自治組織の運営等についてはゆだねますといったその条例でやるのだぞということで、そこは作業チームに送るにしては決断の壁が厚いかなという気がする。

→面積的なことで言うと、地域自治に議決権を与えるというほどの地域自治の面積なのか、じっくりここは、議会の役割とか何とかということを超えたところというか、議会も行政も区民もみんな一緒にそこをつくり上げていくことじゃないのかなと思う。新宿区らしい地域自治というのを条例制定に向けてつくっていければよいのではないかなと思っている。（議会委員）

座長

・1つだけ引っかかったのは、面積が小さくても地域的決定が必要なのは利害が分散している事実を考慮しないと、都市部はそこがきついなという気がする。だから、それも含めて新宿区らしい決着の仕方を考えなきゃいけないということだ。豊島区も練馬区もかかわってきたが、こんな議論をしたことはなかった。地域内自治についてほとんど議論しなかったの、極めて大都市における実験的なテーマになりつつあるのと、今後、議論を詰めていただきたい。

「議会」なのか区議会」なのか作業チームでちょっと詰めていただきたい。

次に「行政」だが、作業チーム2の検討結果が出ている、報告を受け、議論したいと思う。

→チーム2では、区分Cの行政の役割と責務、行政の運営、税財政、それから区分Gの情報の共有について、三者案のたたき台をもとに、これは区民検討委員会で5つの項目に絞られているので、その項目に即した骨子案にまとめた。

1枚目が区長の位置づけと役割で、まず三者案の調整たたき台で、ちょうど区民と議会から5つほど項目が出ているが、3つの類似したものにグルーピングをして整理をした。

まず（1）としては、区長の設置というところで、「区民は、区民の信託に基づき、区の代表として区長を置く。」という形で規定。

2つ目が区長の役割、責務で、（2）「区長は、区民の信託にこたえ、公正かつ誠実に区政運営を行わなければならない。」という形で規定。

行政の役割と責務で、区民、議会、行政からは7つの項目でたたき台が出ているが、この内容についても3つの内容に絞って検討した。

まず骨子案に盛り込むべき事項として3つに絞った。1点目が、区民に身近な基礎自治体を目指すという内容で、「行政（執行機関）は、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもと職務の執行にあたり、区民に身近な基礎自治体を目指す。」これが1点目。

2点目、これは区政運営の前提ということだが、「行政（執行機関）は、公共サービスの提供にあたり、基本構想に基づきその実現のため総合的な計画を定めるものとする。」。

3点目が健全財政の確保とか効果的な公共サービスの提供ということで、「行政（行政機関）は、持続可能で健全な財政基盤を確保するとともに、効果的かつ効率的な公共サービスの提供に努めなければならない。」という形でまとめた。

職員の責務。こちらは議会、区民の案として4つ項目が出ているが、こちらも3つに整理した。

（1）として、1点目、区民としての自覚と自治の実現というところで、「職員は、区民の一員であることを自覚し、区民との協働の視点に立ち、自治の実現に努める。」。

2点目、公平で公正な職務の執行について、「職員は、区民全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益のために公正かつ公平に職務を執行する。」。

3点目、能力開発について、「職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能の向上に努める。」。

盛り込むべき事項としては、6つの内容に整理をした。

1点目、A。組織の整備、編成について、「行政（区）は、〇〇条の規定による」、要はこちらについては、前段の行政の責務等の規定があり、そちらの条項を引用するような形で想定をして、「〇〇条の規定による行政の役割と責務の実現のため、組織相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう組織を整備しなければならない。」と。

2点目、説明責任、情報の共有で、「行政（区）は、多様な方法により区政運営に関する情報を分かりやすく提供するとともに、区民への説明責任を果たさなければならない。」。

3点目、行政評価で、「行政（区）は、行政評価を実施し公表するとともに、行政運営に適切に反映する。」。

4点目が区民参加とか協働推進、区民の意見の集約で「行政（区）は、多様な方法により区民の意見を把握するとともに、区民の区政への参加及び協働の機会を提供しなければならない。」。

5点目が財政一般で、「区長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、区民負担の適正化を図り、適切な方法で区の財政状況を公表する。」と、以上5点にまとめた。

最後に、5つ目になるが、情報公開それから個人情報保護で、2つの項目でまとめた。

1点目が情報公開、情報の共有という内容で、「行政（区）は、区民の行政情報を知る権利を保証するとともに、区政に関する情報を積極的に公開し、区民と共有する。」。

2点目が個人情報の保護について、「行政（区）は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。」と、以上2点でまとめた。

・また、公共の利益については、地方公務員法の第30条の規定も想定したところで、「すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し」というような表現もあり、その辺も引用した。

（行政委員）

座長

・どうですか。「公共の利益のために」というのが、なければここが何もなくなっちゃうというほどではないというふうには思うが。

→実は最初のチームのときは「公共の利益のために」はなかった。何となく真ん中が欠けていて落ち着かないというので、無理に自治法のいい文句を持ってきただけのことで、やはりそういう御意見が出たら、簡潔であるほうがいいに決まっているから、異議ないよ。（議会委員）

→ほかの条文とも関連することだが、今までの議論で、住民投票の制度については別の条例で定めると、そういう整理。それから、地域自治の問題でも、別に条例を定めると規定している。要するに、関連条例として、自治基本条例の中にきちんと位置づけられる条文になっている。

そういう立場から見ると、例えば幾つかあるが、情報公開については情報公開条例がある。要するに関連条例として、これからつくるということでは、もう既にあるという条例だが。それから行政評

価についても一定の基準があるし、それから職員についてもあるね。

財政基本条例というのは、これからの地方政府を目指す自治体にとっては必要だと思うね。そうすると、それをつくるということになると関連条例として位置づけなきゃだめだということになる。

したがって、既にある条例も含めて、規定されているものについては別条例で定めるといふような、統一性が必要ではないかと思う。（議会委員）

座長

・全部条例をつくらなきゃ動かないというものについて、ここで「別に定めるところにより」というのを入れていくかどうかというのは、ちょっと煩雑だなという気はする。

・それ（財政基本条例）はどこへ書きこむか。区長に命ずるというわけにもいかず、条例は議会がつくるから、何か区政運営の基本原則みたいなのになかったか。そういうところでいかとか、何かちょっと場所も考えなければいけないという気はするね。

→議会委員の御趣旨はよくわかるが、いわゆる財政運営に関する条例ということになると、ここではまだ、その中に何を入れていくのかという議論がされていない中で、義務づけだけを残してしまうというのは、まだ時期が早いと思うが。（行政委員）

→財政規律をどう確立するかというのは、突然降ってわいたような話ではない。自治体運営の大もとだからね。（議会委員）

→内容を含めて、どういう義務づけが出てくるのかというのが出てくるから、条例化したときには。そこのところで少し検討させてくださいと。つくりますよというわけではない。（行政委員）

→議会委員からも御指摘があったが、新宿区職員の行動規準及び責務等に関する条例というのがあるが、職員はここにうたわれているような全体の奉仕者であることの自覚とか公平性とか、あるいは職員は勉強しなさいとなどということが定義されている。

自治基本条例の中で、先ほど議員の責務で、政治倫理条例に基づいた部分と、その中に言われているけれども、なお、この部分で強調したい部分ということを入れればいいのかないと考えると、1番にあるような区民の一員であることを自覚しということは、非常に自治を進める上では大切な点だから、こういった点を出しながら、2番、3番は、既に規定されている行動規準とか、公益通報に関する保護のための条例というものはあるので、そういったものに基づき職員は、という言い方にまとめるほうが、あるいは情報公開とか、行政評価についても、尊重すべきものであれば、そういったものに基づきというような表現にかえていったほうがいいのかと思う。（行政委員）

→実はきのう、もう1日やるつもりで日にちをとった。ですから、今の問題、ここをとるか、あるいは別の言葉にするか、もう一回、「チーム2」に任せてもらえたらね……。 （議会委員）

座長

・行政の方に聞きたいのは、区民の一員であることの自覚と、区民全体の奉仕者であることの自覚は、矛盾しないものか。

・区民全体の奉仕者であるというのは、みんなに奉仕しろという意味ではなくて、一部の人に奉仕してはならない。ということは公共の利益のために奉仕しろと、こう言っているというのが、ですから本当で言うと、2回繰り返して、これはかぶって言っている。「区民の一員であること」とは、すてきなフレーズだが、何を求められているのだろうということが、これは何と、議会のほうから出てきた原案だ。

→区民と同じ目線でという感じだと思う。本当に一員になれるということではなく、目線、上か下かみたいなあれだと失礼かもしれないが、そういうことだね。そんなに違和感なく、決めたような気がするが。（議会委員）

→ここの「区民の一員である」ということをここに入れたのは、区役所の職員というのは3,000人、パーセントで言うと区民の有権者の1%に当たる、かなりの数の人で、大企業と同じというか、それ以上の人数がいて、それもみんな新宿区のために、新宿区を何とかよくしようと働いているということは、やはり区民の一員というところを自覚してもらえば、よくなるんじゃないかということと、当然区民であろうというような思いがあって、チーム2としては、ここにその言葉を入れたという次第だ。（区民委員）

→最後のところ、「区民に身近な基礎自治体を目指す」とあるね。目指すということは、まだ区民に身近じゃないというふうに読めてしまう。これは、もともと来ているのは議会の案なのだがね。議会

の案は、最後は「区民に身近な基礎自治体としての区政を推進する」という言い方をして、ここに決めた経過は全然覚えていないが、言い方を考えたほうがいいのではと思う。（議会委員）

→1点だけ、②の（2）で情報公開の際に個人情報保護に配慮するということを書いてあるが、情報公開の際にはこれでいいんだと思う、個人情報の保護というのは配慮するというよりも、絶対しなければいけないことであって、常にやらなきゃいけないことなんじゃないか、上の議会からの提案の②の書き方、「個人情報を保護し適正に管理をする」というところを「しなければならない」というふうにしたほうが良い。（行政委員）

座長

・公開するに当たっては、個人情報を保護し適正に管理すると書くと。配慮という言葉は、余りにも軽過ぎるということだね。現実問題として、情報公開を求めた人の情報を公開できるかどうかというような、非常に危うい領域の問題も出ているので、それは情報を求めたという個人情報に属するというような議論もあるわけだね。

最初の区長の位置づけと役割というところ、議会も区民が設置するといってきたのだから、これは区長の設置というふうに、大きな分類をというようなものをどこかで変更して、例えばこれは章とか節とかとなるのであれば、設置と言ってしまったらと、感じたということ。

それから、同じくその位置づけと役割のところ、区民の信託というのは区長に対して行われるのかということについて、御検討願いたいと思っている。新宿区という統治団体に信託しているんだけど、それは区長に信託している。同時に議会にも信託しているということなのか、憲法で言うところ「国政に」と言っているわけで、内閣総理大臣に信託しているわけじゃないと、ちょっとそこは御検討願ったほうがいいのではないかなと思った。

→その信託に関して、寸前にあった区民の検討会議で、「区民の信託を受けた」という表現はおかしいのではないかなということ、それをとろうということ、区民案としては区の代表として区長を置くにした。それを、チーム2のときに言わなければならなかったが、それを皆さんに伝えるのを忘れてしまって、チーム2に持ち帰って、もう一度考えさせていただく。（区民委員）

→あと持ち帰りで、また検討してもらいたいが、職員の責務のところ、職員の責務の①で、職員は区民の一員であることを自覚しという、そこのところだが、区分Bのところ、これは区民の権利、責務とあるが、職員が区民と同じイコールで、そういう意味合いでいいのかな。そこの整合性というか、そこも踏まえて、ここの奉仕者による盛るべき事項を、チーム2として再検討してもらいたいと思う。（行政委員）

→区民検討会では、ここの区民の一員であるとか、職員の教育にしる、それから必ず新宿区の職員を雇えとか、必ずワークショップで出てくる。この辺のものがずっと流れてきて、区民の一員であることを自覚ということをやめて、区民検討会議が「職責を自覚し」という言葉に変えたというところが、ちょっと説明したかったね。

だから、今御指摘のとおり、職員は区民なのかということになったら、どういう扱いかといったら、おのずと違いますよねという部分になると思う。（区民委員）

→「一員」という言葉、すごく好きな言葉なのだね。実は、うちのほうの出張所では町会費を納めている。普通そういうところはないよね。ということは、要するに出張所も町も一緒になって、いろいろなことをやっているのだよという意味だと思う。だから、この一員という言葉が、これはすごくいい言葉だと思って、これは取り除かないほうがいいと思う。（区民委員）

→石狩市で座長が講演したという話だが、石狩市は協働にこだわっているというか、自治基本条例で協働をずっと前に出してやっていた。そこではやはり職員の宣誓書も書いてある。それは何かといったら、それは憲法を重視し云々かんぬん守ります、平和を守りますという言葉じゃなくて、石狩市を愛し、石狩市の何とか何とか書いてある、だから、ここは、言葉はどうでもいいが、職責を自覚しというのは、今だって自覚してやっているわけ。しかし、そこをもっと協働なり、あるいは職員と我々が、一体となって頑張るというところをここに強調するところがあるから、それは職責を自覚しというのは、どうも、あんまり全然変わらないよね。（議会委員）

座長

・2つの検討チーム、作業チームからの報告を受けて、その後、地域懇談会のことがあるので、最初に区民討議会の準備委員会からの報告を受けたいと思う。

副座長（区民）

・ どのようなテーマにするかということ、区民の範囲とか基本理念の項目とか、あとは区民、権利、責務という形でいろいろなことが出てきて、6、7、8項目という形で出てきた。その後、区民の権利を、説明を入れながらこうしてもらおうと。次の段階は、区民参加の方法と、住民投票の要件、あるいはその部分の住民投票で考えようということで、一応4つのテーマに対して1日でやると。

2日目は、引き続き、その住民投票と区民参加の部分の続けて、最初は区民をやって住民投票、翌日は住民投票をやって区民参加という形をやって、次の項目として、行政の役割、議会の役割というものと一緒にやったらどうかということの提案だ。

メインイベントになるが、地域自治組織の必要性は何だろうか、ここで締めくくりを考えると考えていこうかと。細かな内容の何を討議するかに関しては、まだある程度、向こうの学識の学者が考えてくるということなので、それをもって討議した後、また詳しい話をさせていただきたい。

事務局

・ 事務局から、区民討議会の参加者依頼につき、経過報告をします。5月10日に1,500名の方に依頼書を送し、きょう現在5名の方の申し込みがありました。参加者については、5月31日消印有効ということで、60名を超えた場合は、公開で抽せんをしたいと考えております。

座長

・ 区民アンケートの作問検討会からの報告をお願いします。

→区民アンケート作問検討会、第2回目。第1回目の議事録は皆さんのお手元に配付されている。

作問の方向性について検討がなされ、前回の決定事項に従って、各区分、AからGごとに最低1問ずつ、さらに重点区分である区分A、B、E、Fについては、複数の設問を設定した。設定してたたき台を事務局が示した。

このたたき台に対して、各区分の焦点、要するにその中でどういうことをテーマにするかということ、及びまた個別の設問についての自由意見の観点から、各委員からいろいろ意見が出た。

決定事項としては、各区分の設問への焦点の当て方については、各委員から了承を得た。自由意見でいろいろ出てきて、アンケートのキーワードとなる自治や協働についてアンケート調査を行う、何しろ初めてこういう言葉を聞くような人は結構戸惑うんじゃないかということで、わかりやすいように説明や、表現の工夫を行うべきだということを皆さんで了解した。

あとは、自由意見欄はどうするかということだが、速報版に反映できないため設けることは必要なしということに決定した。あとは、いろいろ細かいことをたくさん出していたが、もう一回あるので、その辺、煮詰まった点はまた次回発表したいと思う。（区民委員）

事務局

・ 区民アンケートも、事務局からの補足。5月11日、入札を行い、株式会社サーベイリサーチセンターが落札をいたしました。今後の予定としては、作問検討会につきましては、5月17日と5月24日に開催いたします。5月24日の検討で質問内容について確定し、文言調整につきましては前回報告させていただいており、事務局に一任いただきたいと思います。

アンケートの発送ですが、6月4日発送、回答期限につきましては6月25日、そして7月中旬までに速報版を作成していく予定になっております。

座長

・ 大きな3番目の議題だが、地域懇談会について。

事務局

・ 副座長会では、8月2日から7日までの間で3回開催するということ。そして、開催場所は、牛込筆筈、四谷、戸塚地域センターの3カ所で開催したいということで、会場について仮予約をさせていただきました。その日程でいくと、8月3日火曜日、牛込筆筈地域センター、多目的ホールのコンドルで午後6時から8時まで。

2回目の開催が8月5日木曜日、戸塚の地域センターで時間は同じく午後6時から8時まで。

3回目の開催が8月7日土曜日、四谷地域センターで2時から4時まで。

同じ週に3回になりますが、これは7月末まで「区長と話そうしんじゅくトーク」が行われているということと、翌週はお盆でお休みに入ること、この1週間の中で3回ということで、本日御提案させていただいております。承諾をいただければ、日程につきましてはこれで確定させていた

だきたいというふうに考えております。

座長

・地域懇談会の開催と、その日程、場所について御提案があった。これはどのように対応するかということは、またここで検討すればいい、この検討連絡会議が主催でやるということで、それぞれ役割分担もあり、進め方の企画もある。ここでは一応日程だけを……。

・役割がわかったら、担える方にやっていただく、またはその方のぐあいが悪ければ、かわりの方にやっていただくというような形で融通し合うしかないのではないかと考えている。

・事務局のほうに準備を進めていただくということでよろしいね。

7月から9月までの（検討連絡会議の）日程を押さえておくようにということが要求されているので、一応、事務局が想定している日程と、それから私の日程と、先ほどすり合わせて、幾つか御提案するので、そこで選んでいただきたいと思います。

事務局

・（結果として）7月が15日、木曜日と29日、木曜日。8月が10日、火曜日と24日、火曜日。9月が8日、水曜日と29日、水曜日の全6回になります。

座長

・その他、ほかに議論すべきことがなければ、きょうのまとめを。

事務局

・区分B、議会の役割と責務は、議会の役割、責務の部分に、地域自治組織等の権限の移譲等の部分も含めて、そういう方向性も含めて書き込むのか、あるいは地域自治組織の新しくできる条例のほうにゆだねるのかというようなことも含めて、また議会なのか区議会なのかということも含めて、本日の議論を踏まえまして、チーム1のほうに申し送るということです。

また、区分C、Dの骨子案の検討は、こちらにつきましてはいろいろ御指摘、御意見等ありましたら、それらを踏まえまして、チーム2で再度持ち帰って検討していただくということです。

事務局

・次回の議題ですけれども、本日三者の提案がありました区分Dにつきまして、検討チーム1で検討していただいて、次回、骨子案シートを御提出していただいて議論するというのが1点。

それから、本日の議論を踏まえて、検討区分C、Gにつきまして、チーム2で修正案を次回提示していただいて議論していただくというのが2点目、現在のところその2点を議題として次回行いたいと思っております。

それと次回の開催ですが、5月27日木曜日、午後6時半から、場所は第2委員会室、本日同じ会場で開催いたします。

座長

・和田さんと、それから伊藤さんの傍聴をいただいたが、時間がなくなってしまった。発言の機会がとれなくて、すみません。

本日はこれで終わりにする。

どうもお疲れさま。

散会 午後 9時15分